

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会
第 1 回会議要旨

< 出席者 >

外部評価委員（4 名）

卯月部会長、大塚委員、須貝委員、鍋島委員

事務局（3 名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

< 開催日 >

平成 22 年 6 月 10 日（木）

< 場所 >

区役所本庁舎 6 階 会議室

< 開会 >

1 補助事業評価等について

【部会長】

外部評価委員会第1部会を開会します。

今日の目標は、補助事業のヒアリングするものをピックアップするのですね。

17年の補助金等審査委員会答申の評価と21年の監査意見、内部評価を見ながら 1 つずつやっていきましょうか。

まず、「住み替え居住継続支援」、17年3月の補助金等審査委員会の答申では問題なしというふうに、それから21年度も目標どおりの評価ということなので、特段は問題ないと思います。

これは、高齢者等がどうしても退去しなければいけないというときの家賃差額の2分の1を2年間補助するという内容ですね。あとは引っ越しの費用等ですね。

【事務局】

「補助対象（者）」として、高齢者世帯と区立住宅の使用承継を認められなかった世帯と離職による社宅等からの退去を余儀なくされた世帯。それに対し「補助率等」は、高齢者世帯については差額の2分の1の24カ月分、区立住宅の使用承継ができなかった人については15万円を限度に引っ越し費用、離職による社宅からの退去を余儀なくされた方について1日5,000円の7日間限度というような補助率で住みかえ居住の継続支援をしていくという事業でございます。

【部会長】

19年度に10件、9件、20件という予算がついている。これは10件あったから、10件決算があったほうがいいという、そういうものではない。少なければ少ないほどいい。これは目標どおりの成果ということは、支援を必要としたすべての世帯に助成を行うことができたから目標ど

おりの成果があった。

【委員】

この辺、これからだと、補助対象費用が妥当か、適切か、補助率が適切か等、判断のしようがないですね。

補助対象費用の は、離職により社宅等からの退去を余儀なくされた世帯だけなのですね。一時的な居住先を確保する費用助成ですね。

【部会長】

「住み替え居住継続支援」が古くからあって、その後住宅に関わる支援というのが増えていていますね。「子育てファミリー世帯居住支援」「高齢者等入居支援」「災害時居住支援」次の事業も一緒に見てみますか。

「子育てファミリー世帯居住支援」これも事務局から簡単に説明してください。

【事務局】

これは2種類あって、1つは区外から区内に転入する子育てファミリー世帯が対象で、賃貸契約時に要した費用と引越しに要した費用を一定程度助成する。もう一つは転居で、区内にお住まいの子育てファミリー世帯が区内のほかの民間賃貸住宅へ転居して、家賃が上がることになったときに、その差額を一定程度助成します、ということだと思います。

【部会長】

本当に定住するのだろうか。

【委員】

新宿で家賃が高くなっちゃって、どうしようもないからということなののでしょうか。

【部会長】

でも、もらってすぐに出ちゃっているかもしれないですね。これは意地悪を言うつもりはないけれども、どの程度効果があるのか。

例えば30件予算で実績が25件。よくニーズが分かっているということなのか。3年間みんなそうじゃないですか。27件、29件、25件、こんなにまできれいに数字がぴたっといくものなのかね。

【委員】

どこかで整理しているのか。

【部会長】

こんなにニーズが分かるものなのでしょうか。これは、まとめて住宅に関わる支援ということでヒアリングしてみたい気もします。

【委員】

子供だけじゃなくて、今どういうニーズがあって、どういう人たちに本当に支援をするのが区にとって好ましいのか。だんだん増えてきているのはいいことなのだと思いますが。

【部会長】

この人たちが本当に住み続けているかどうかという調査はないですね。

【事務局】

その辺は確認していただいたほうがよろしいかと思います。

【委員】

先ほどの「住み替え居住継続支援」の高齢者世帯、民間の賃貸が取り壊しになって、継続が困難になった世帯の住み替えの部分で、家賃の差額の2分の1、24カ月に一括支給とありますよね。

【部会長】

結構な金額ですね。

【委員】

当然24カ月分お住まいになっているという確認が必要だと思います。

【委員】

何か誓約書とか、何かそういう条件を明記しているのではないですかね、その要綱上。だって、逃げられちゃいますよ、そんな。

【部会長】

じゃ、1年間は1年分だから1年はいられる。2分の1の24カ月、1年分は保証された。その後1年間かけて安いところを探せと。

【委員】

これは緊急入居の対象ですか。追い出されるからという相談があったときに、緊急入居でという話が出るがありますが。

【委員】

公営住宅を使ってやるのですか。

【事務局】

それとはこれは違うと思いますね。

【委員】

この住宅関係は、いろんな形があるからまとめて聞かないとだめですね。

【事務局】

次の2つが計画事業39の枝事業という位置づけになっていまして、1つ目が「高齢者等入居支援」で、保証人が見つからないから民間賃貸住宅へ入居が困難になっている方について保証料の助成をしますよという。

【委員】

保証料の保障。保証料を保障するための費用。

【委員】

これが21年度実績が6件とあって、補助率が10分の3ということだけれども、これはどういう考え方なのですかね。月額3割ということですよ。それが大体保証料になっているのですか。保証料を全額見ているのですか。

【委員】

件数が少ないですね。

【委員】

だから、魅力がないのかもしれないね。

【部会長】

いい制度だとは思いますが、知られているのか。

【委員】

保証をとるのにもいろいろ条件がありますよ。

【委員】

条件があまりきつ過ぎてはね。

【部会長】

予算ではどういうふうに判断したのか。25件、26件となっていますが。

【事務局】

去年は計画事業の内部評価の評価区分についてはいずれも適切だという評価はいただいているのですが、「高齢者等入居支援」の実績が3件で、目標達成率が12%にもかかわらず、B評価となっている。それで、その達成率が低かった理由をきちんと明記するようにと書いてあります。

【部会長】

こういうのは少なければ少ないほうがいいのでしょうか。本当に困っている人に行っているかどうかはわからない。

【委員】

その条件が厳しくてとか、だから支援を本当は求めているのだけれども、条件に合わないのでもなく断念したということは。

【部会長】

それは考え方ですね。

【委員】

条件に合う人だけ対象に必要な人とみなして助成できているという言い方をしているかもしれない。

【部会長】

予算があるならば、条件を緩めてもいいじゃないかという、それはよくないことだけれども、そういう判断だってないとは言えませんね。

【委員】

だけれども、本来ならばこういう人が少なければ一番いいわけですよ。

【部会長】

次の「災害時居住支援」は、何か毎年のように次々と増やしていったような印象もあるのだけれども、そんなに細かくやらなければいけないものなのですかね、補助事業というのは。例えば、同じ課がやっているとすると、災害が増えて、予算がなくなったとき、他の住

宅の補助が余っているから予算を回して全体の予算の増にならないようにやろうと、そんなことはできるのですか。

【事務局】

それは、実際、予算科目を見てみないと正確ではないですけども、事業間流用という形で、変えていくということは可能だと思います。

ただ、いずれも決算額を見ると予算額を当然下回っていますので、そういう流用するような必要がなかったのだらうと思います。

【部会長】

本当にニーズが3件とか8件しかないのか、それとも本当の基準を緩めるともうちょっと困っている人がいるということなのか、それを聞いてみたいですね。

【委員】

火災なんかもっと多いと思いますが。住宅火災で結構消防自動車が毎日のように出ていますから。

【部会長】

「民間賃貸住宅家賃助成」これはまた内容が違う。

これは件数も多いし、予算額もすごく多い。これはいわゆる家賃補助なのですよ。

【委員】

義務教育修了前の児童がいる世帯とそれから18歳以上28歳以下の学生・勤労単身世帯、ひとり暮らしの労働者に対して家賃の一部を助成するということですか。

【部会長】

やっぱり高齢化が進んじゃって、若い人がいなくなると困るということでしょうね。

【委員】

「抽選に漏れた世帯が多く」と書いてある。

【委員】

月額3万円助成してもらえる。でも、最長5年間というと大きいですよ。

【委員】

学生さんや勤労単身者も結構多いんでしょうね。

【委員】

平成10年から。古い事業ですよ。前は5万円だったんだね、3万円じゃなくて。

【部会長】

たしか江戸川区が最初に何か始めた。すごいことをやったなといって、その後普及したんですよ。

【委員】

とにかく5年間はいってもらいましょうという制度なんだよね。来年、子供もできるでしょうという感じのPRでしたよね、初めは。

【部会長】

これはかなり政策的なことですよ。

【委員】

200件という件数は継続と新規と足したものです。

【委員】

そうすると、新規は大体40件ということですか。

【部会長】

「抽選に漏れた」というのが気になりますね。

【委員】

こんなにあふれている人がいるのに執行率が100じゃないんですよ。

【委員】

ただ、補助率としては、その新規にやった40件は100%です。ただ、継続の人で転出しちゃえば、その分その年度についてはその執行がなくなる。

【委員】

目標達成は、やっぱり「予定件数の100%に到達し」と書いてあります。

【委員】

ですから、抽選で漏れるほど応募があってやったけれども、執行率は100にいかないというのは、そういうつくりかもしれない。そうすると、果たして5年という長期にやるのがいいのか、毎年の抽選の件数を増やしてあげたほうがいいのかどうかというのは効果的かどうかという問題になる。

【委員】

漏れた人というのはどうなっちゃうんです、そうすると。申し込むごとに生活が苦しくなる、受かった人と漏れた人があったときに。それも落ちつかないですよ。

これは聞いてみる必要がありますね。

【部会長】

これは、この4つ、5つ一緒にという感じになるんでしょうね。

【委員】

次の「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」というのは、平成20年度から始まった。それがCなんです。

【部会長】

管理が重要だというふうになってからだったのでしょうかね。

これは何でCなのか。20年度ゼロ。21年度2件という実績ですか。

管理が重要だという意味で、ここまでやる必要があるのかどうかという感じはなくはないですよ。使われていないということは何か問題があるのではないのでしょうかね。

【委員】

関心がないみたいなこともあるのだらうと思いますね、居住者の方が。

【委員】

古い町ならいざ知らず、新しいところはすぐトラブルがないだろうから。

【部会長】

アドバイザーは1回、2回行っておしまいなのかな。

【委員】

これ、何か書籍をつくっているのですか。「講座編のうち1コース」、「相談編のうち1コース」、「入門編のうち1コース」これは何なのですか。

【事務局】

東京都のアドバイザー制度があって、いろいろなコースが様々あるらしいのです。

これも、計画事業の40が分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援という計画事業の中の一部として入っている補助事業という形になっていて、実際に実績ゼロなのですけれども、ほかのマンション管理セミナーの参加者とか相談の部分についてはかなり目標値に近く、目標値を超えるだけの実績があるのに、このアドバイザー派遣だけ行かないというのは、やっぱり何かあるかもしれない。

【部会長】

必要性を感じていないのか。

【委員】

そうですね。20年度ゼロ、21年度が2件、わかりませんね。

【部会長】

もう一つ行って住宅系はおしまいですか。「住宅建設資金融資あっ旋利子補給」。

【事務局】

これは、今まで利子補給というものは特に補助事業という位置づけではなく、補助金等審査委員会でも対象にしていなかったのですけれども、やはり補助金という性格でいくと、その利子補給についても補助金には違いないので、今回、利子補給については内部評価をしようということになったものです。ですから利子補給となっているものは必ずしも新しく始まったということではなくて、新規に評価対象にしたということです。

【部会長】

でも、これも件数が少ないですね。3件、1件、1件。1件というのはやる価値があるのかという感じですね。

【委員】

ここに制度改正とともに見直しを要すると書いてある。

【部会長】

わかりました。これは全部担当が住宅課だから、それぞれのちょっと気になるという部分を聞くこととしましょう。

次、「消防団への事業助成」これは監査は厳しいですよ。「経費規定不明確」となっていますが、経費規定というのはどこに書いてあるのですか。

【事務局】

このシートには補助率の算出根拠はとりあえず書かれていますけれども、監査時点では補助額の算定基準または対象経費を要綱上明記していないという指摘になっています。

【部会長】

これは、かなり指定席ですよ。団体補助に近いですよ。

【委員】

消防団というのは組織としては東京都でしょう。

【部会長】

この51万9,000円というのが四谷、65万というのが牛込、107万というのは新宿、毎年同じ。団体補助ですよ。それが悪いと言うつもりはないけれども。

それも経費規定不明確というのもそれと通じているんじゃないでしょうか。

【委員】

算出根拠を読むと、まさに本当に団体補助ですよ。

【部会長】

なぜ団体補助が改善されないのか聞きますか。区内の防災協会も審査委員会でやっていますね。これも同様ですよ。これも同じように聞くしかないですね。

【委員】

そうですね、防犯協会も同じですね。

【部会長】

これは警察のほうだから4つなのですか。これも事業補助へ移行と書いてあるのですが。これも同じように聞くしかないですね。

「地域防災コミュニティの育成」防災区民組織、これはちょっと違いますね。

【委員】

これは町会単位です。

【委員】

これは204あるのですか。

【委員】

これはランクがあるのですよ。500世帯が5万で、500から999、6万で、1,000世帯以上が7万と、こういう補助率です。

【部会長】

これもやっぱり維持管理費なのですか。維持管理費とか講演会とか、全く毎年同額で同じように必要なものなのですか。

【委員】

訓練をやりますからといって各世帯にチラシを配ったりするのは広報活動なのです。それから、ポスターは区からもらって、それを掲示板に張ってやりますよということになる。

【部会長】

やっぱり町会・自治会がベースなのはわかりますが、今こういうことをやるNPOも出てき

ていますよね。そのNPOが小学校等へ行ってもっと楽しいプログラムをやったりしています。そういうところに予算がつかなくて、こういうところにつけちゃうのが本当に区民のためにいいのかとすごく思います。

【委員】

決してよくないですよ。

【部会長】

だから、警察、消防、NPOも一緒になって、新たにこんなことをやる、今年は子供の参加が少ないから増やすためにこんな事業計画をやる、これはおもしろいから予算をつけようというふうになにかやれないのかなと思います。

【委員】

地域によっては昼間の人口のほうが多いわけで、その人たちが関わらない限りは防災の意味がありません。

もう古い形じゃなくて、企業も加えた新しい形に変えていかないと一切役に立たない。

【委員】

ポンプの場合は、企業は企業でちゃんと大会をやっていますね。

【部会長】

これは計画事業じゃないのですよね。みんな経常事業にぶら下がっているのでしょうか。

監査でこんなに不明確と書かれちゃったものを我々として無視するわけにはいかない。17年の答申にも書かれていたにもかかわらず、Bというのも変だなという話ですね。内容がおかしいというわけではないけれどもね。

【委員】

本当にその金を有効に使って訓練してくれていけばいいですよ。

【部会長】

わかりました。じゃ、これも厳しく。

「がけ等整備資金融資あっ旋利子補給」これは新規なのですか。

【委員】

56年度からと書いてあります。

【部会長】

件数がないので、執行率が8%、2%、1%というふうになっている。これも何か微妙ですね。

【委員】

新規申し込みがないということですね。

【委員】

「制度改正等により見直しを要する」と書いてある。

【部会長】

ということは一応終わったということですか。

【事務局】

あとは利子補給ということで、一定の期間がある。

【部会長】

「見直しを要する」と書いてあるのだから、無理に聞くことはないですね。

次に、「民有灯の維持助成」と「商店街灯の維持助成」。

【委員】

大分前からこういう事業をやっているわけですね。「私道上の照明灯（民有灯）の維持管理を行う町会等に対して」と書いてありますが、町会が面倒見ているけれども、これに該当していない町会灯が大分あると思いますよ。その基準はどういうことなのかということです。

例えば、町会に民有灯、街路灯があれば全部それが対象になるのかといったらそうでもない。

【部会長】

町会が維持管理している民有灯と役所が管理している街路灯は何か違うのですか。

【委員】

私道にあるのは町会です。区道は区が管理している。

【委員】

でも、火の用心等をやっていて、切れていると連絡してつけかえてもらいますが。

【委員】

街路灯のついている電柱のところに番号が振ってあって、区の管理しているものは区の番号で、東電だと東電の番号を使ってあるので、それを見てどこに連絡すると判断します。

【部会長】

公道上、私道上、商店街、団地内とか、そういういろんな種類の中の街路灯がどういうふうになっているのですかと質問する。

【委員】

防犯上も大事なことなのですけども。これは商店街も同じように聞いてみますか。

【委員】

そのほうがいいと思います。

【部会長】

次の「たばこ商業協同組合への事業助成」は、監査指摘では経費規定不明確、17年度答申C、これだけ見ただけでこれも問題ですね。

【委員】

100万円も出ている。

【部会長】

これは抜本的に見直し必要と出ているのだから、抜本的見直ししていないということですね。

【委員】

「改革方針」の中にも、「今後は、実績や効果を見ながら、より一層の効果を得られるための事業手法を、たばこ商業協同組合とともに検討していきます」とかいろいろ課題がありそうなことが書いてありますね。

【委員】

「たばこを売って、その一部は区に入っている」という言い方をするわけですよ。

【委員】

税収の規模としては大きい。

【部会長】

これは17年答申C評価と経費規定不明確で1団体で100万円、これだけで聞かないわけにいかない。

次に、「新宿区ISO14001等認証取得費補助金」。「総合評価」は「効果が十分でない」と出ていますね。

【事務局】

昨年の外部評価でも、目標の10件に対して5件にとどまっているのに、Bという総合評価は客観性が欠けて適切でないと指摘しています。

【部会長】

こういうふうに内部評価で既に効果が十分でないので検討しますと出たら、無理に聞くことはないのですかね。

【委員】

そうでしょうね。頑張ってもらわないといけないという程度ですね。

【部会長】

次はどうですか。「新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金」。

これはまだ評価しにくいですね。でも、80件のうち85件となっているのだから。ちょっと様子を見るという感じですか。

【委員】

これはリサイクルのほうで進めている事業です、みんなで温暖化を防ぎましょうというので。これは意外と厳しいのですよね。

【事務局】

昨年始めたときの予定では、予算額がもっと少なかったのです。1件当たりのたしか補助額が多かったのですけれども、募集開始したその日に全部埋まってしまった。

それで、補正を組んで予算額を膨らませて対応したのですけれども。

【部会長】

書いてありますよ。「予算枠を大幅に超える申請があり、補正予算で対応いたしました」。

【委員】

これは、もう1年ぐらい待ったほうがいいじゃないですか。

【部会長】

次はみどり関係に行きましょうか。3件あります。

「保護樹木・樹林・生垣への助成」これは計画事業ですね。去年も保護樹木が増えたから、評価が高かった。

【委員】

そうですね。さらに目標の上積みをとかという話でしたね。

【委員】

生け垣が「下回った」ですね。

【委員】

生け垣は大変だから。

【部会長】

次は「生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成」。

効果が十分でない、生け垣が減っているからね。1件ですよ。

【委員】

新しくブロックを壊して生け垣にするということなんですね。

【部会長】

これは話を聞いたからといってすぐに何とかなるというわけじゃないですね。

生け垣を増やしちゃだめというのではないけれども、こんなに効果がないなら考え直さなさいという感じになりますよね。これにかわる何かをやって欲しいという希望を伝える。

【委員】

そういう感じになるのでしょうかね。

【部会長】

「屋上緑化、壁面緑化の新設助成」これも問題はなくもない。30件の予算のうち4件で、C。これも効果は十分でないと出ている。これも一緒に聞きますか。

「違法駐車防止対策協議会への事業助成 4 協議会」これも問題ですね。これも警察管内の4 協議会。先ほどの防犯協会みたいな感じですかね。

【委員】

形だけは事業費補助のように仕組んでいるわけですか、活動員の費用弁償、保険料、活動費と。

【部会長】

広報啓発活動だけですよ。だから、何をやっているのだろうという感じだけれども。

【委員】

聞いたほうがいいですね。

【部会長】

これは経費規定不明確、交通安全協会もこれは同じですよ。

【委員】

580万円、600万円近い金額です。

【部会長】

「交通安全協会への事業助成 4 協会」も団体補助を事業補助にすべきということでした。

これも、同じようにやりましょう。

次は、「私道舗装助成」。

【委員】

こういうのを進めてほしいのに。これはみんなに知れていない。

【委員】

標準工事の8割も出る。

【部会長】

標準工事額の8割といったって、2割を住民が出しているかというのは。

【委員】

それは出しています。みんな道の持っている平米できちっと分ける。

【部会長】

これはそんなに問題ないと、必要なことですものね。

【委員】

これは大いに進めてPRしてほしいです。

【部会長】

執行率が50%、でもこれはないところはないのだからしょうがない。

【委員】

みんながまとまらないうとできない。その地境の道路と言われたらまとまらなくなってでこぼこな道になっている。

【部会長】

次も同じですかね。「私道排水設備改良助成」だから、一体物ですよ。

これもやってもらわないと、道路が壊れたら。

【委員】

ペアでやります。

【部会長】

そうですね。そこの排水をやるんだものね。

【委員】

結構、件数的にも上がっていますね。

【委員】

これは何せ増やして欲しいくらい、PRして。

【部会長】

次の「東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟への事業助成」、これはかなり政策的だね。

【委員】

これは手をつけられない。

【部会長】

公募でやっているわけでもないしね。

【事務局】

これは行政監査のときは要綱が制定されていないという部分の指摘をされていますので、そ

れで今回のこの補助事業評価シートでは22年1月にその補助要綱を定めているということがありますので、この要綱が出てきたところで、それをご覧いただいてご判断いただければよろしいのではないのですか。

【部会長】

21年度執行率ゼロだね。もう必要ないということかな。

【委員】

これは補助も継続していくと書いてある。

【事務局】

実行計画上では20年度に本来基本設計だったのですがけれども、もともと計画は20年度が基本設計で、21年度が詳細設計で、22年度から工事ということで補助金を出していくという予定になっています。

「補助対象費用」として から があります。「国、東京都その他関係機関に対して行う陳情、要望活動」と「新宿駅周辺地域の施設整備等に関する調査研究、世論の喚起及び啓発」。

【委員】

大方のことが終わっちゃったから活動しない。やってもしょうがないと思っている。

【事務局】

監査のほうから、これの補助の要綱が定められていないということで、22年1月に策定したということであれば、後日、要綱とか実績報告は全部出すことになっています。

出てきたところで部会に資料をお示ししたいと思います。

【部会長】

これは事務局に調べていただければ無理にヒアリングする必要はないかもしれません。

【委員】

そうですね。確認していただきたいです。

【部会長】

次の「細街路拡幅整備助成」、20年度の実績なしです。21年度で4件出てきたけれども。

【委員】

他の区は意外と積極的に区が買ったり、PRもしています。

【委員】

【部会長】

どうしますか。

おかしいと書くか。もっと頑張れと去年も書いたから、その流れでそう書きますか。

【委員】

重点施策にしますと書いてある。

【事務局】

「改革方針」のところで「今後も引き続き補助を実施します」とありますが、その後、「特に災害危険度の高い地域においては、区が実施する他の補助事業と連携し補助金の拡充を図る

等」ということを出しています。

【部会長】

具体的にどうするのか、聞くことにしますか。

【委員】

次は「歌舞伎町タウンマネジメントの運営」。計画事業「歌舞伎町ルネッサンスの推進」の補助事業です。

【部会長】

これも政策的ですね。随分かかっていますね。これは効果があるのでしょうか。

【委員】

大久保公園も全部きれいにしています。

【委員】

どういう人たちがやっているのですかね。

【事務局】

これは歌舞伎町の商店街を中心に、いわゆる歌舞伎町をみんなが安心して歩けるような町に再生するためにということで、エリアマネジメントする組織を立ち上げて、そこに対して区的、人的、財政的なバックアップを行っています。お話がありましたような大久保公園でいろんなイベントや、モア4番街の路上で、テーブル、いすを置いてオープンカフェをやったりとかしています。

【部会長】

2,000万円、3,000万円出しているのですから、やっぱり聞いたほうがいいのではないかと思います。

必要とは思いますが、本当に2,000万円、3,000万円を一体いつまで出し続けるのかというのは気にはなります。見に行くぐらいの意気込みがあってもいいかもしれない。

結構ヒアリングするところがありますね。

今回は今日ピックアップした内容で質問項目みたいなものを出す必要がありますね。もう一度これを読んできていただいて、気になるところをこの段階でちょっとこれはと気になるところは自分なりのメモをつくっていただいて、会議の中でこれをみんな議論しましょう。

それではこれで閉会とします。どうもありがとうございました。

< 閉会 >